平成２２年（フ）第１３５号
鳥取県鳥取市気高町下坂本1023番地86　ハイツグレース101、住民票上の住所鳥取県鳥取市気高町上光778番地
債務者　岡田　優也
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬古　智昭
4　破産債権の届出期間　平成22年７月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月７日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年９月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４２号
宮崎県延岡市大野町1121番地
債務者　酒井　政男
1　決定年月日時　平成22年６月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木龍彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月30日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２２年（フ）第６３号
北海道北見市東三輪１丁目90番地11
債務者　能佐　良子
1　決定年月日時　平成22年６月17日午後２時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川村　悠佑
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月31日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年８月10日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第２５０号
新潟市東区寺山３丁目16番８号
債務者　村田　純一
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊池　弘之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月３日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月11日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１６００号
仙台市青葉区立町26番13―602号
債務者　高橋　嘉明
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前11時40分
5　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６０７号
仙台市太白区長町南４丁目16番７号　コーポラス大宮207
債務者　中川久美子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６７３号
宮城県黒川郡大和町鶴巣北目大崎字寺東64番地の２
債務者　八島　隆勝
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６７７号
仙台市若林区蒲町６番６号
債務者　宍戸　牧子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸山　水穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月14日午前11時55分
5　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
山梨県都留市つる１丁目８番13号
債務者　小太刀　実
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第３７号
山梨県都留市つる１丁目８番13号
債務者　小太刀志ほ子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　昌幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月20日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第３６０６号
堺市堺区向陵東町２丁13番23―４号
債務者　兵庫　　悟
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　花井　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月30日午後３時
5　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７８７号
広島県東広島市西条町御薗宇6782番地
債務者　木本　高子
1　決定年月日時　平成22年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　修士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月15日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成22年８月16日まで
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第８２号
岩手県一関市大東町摺沢字観音堂32番地１
債務者　小山すみ子
1　決定年月日時　平成22年６月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２４９号
函館市的場町25番24号
債務者　渡辺　真二
1　決定年月日時　平成22年６月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５１８号
さいたま市浦和区岸町１丁目14番26号　増田ハイム102
債務者　齊藤　正光
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５３３号
埼玉県朝霞市栄町５丁目２番１―715号
債務者　西山　末男
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５９１号
埼玉県幸手市栄２番８―402号
債務者　伊藤　正雪
1　決定年月日時　平成22年６月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係